

事 務 連 絡
平成25年5月30日

財務省関税局業務課

御中

財務省関税局監視課

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

税関限りの確認により通関が可能な個人輸入の化粧品の数について

標記について、別添のとおり各地方厚生局医事課宛通知したのでお知らせいたします。

税関限りの確認により通関が可能な個人輸入の化粧品について、「標準サイズとして1品目につき24個以内のもの」としており、「医薬品等輸入手続質疑応答集（Q&A）について」（平成25年4月22日付け財務省関税局業務課・監視課宛事務連絡。以下「Q&A」という。）のQ44において、品目（シャンプー、リンス、トリートメント等）ごとに24個である旨お示したところです。

「品目」とは、類別（頭髮用化粧品類、洗髪用化粧品類、化粧水類等）ではなく、品目（シャンプー、リンス、トリートメント等）を指していることから、品目ごとに24個として取り扱っていただきますよう、税関への周知徹底方お願い致します。

【別添】

事 務 連 絡

平成25年5月30日

各地方厚生局医事課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

税関限りの確認により通関が可能な個人輸入の化粧品の数について

税関限りの確認により通関が可能な個人輸入の化粧品について、「標準サイズとして1品目につき24個以内のもの」としており、「医薬品等輸入手続質疑応答集（Q&A）について」（平成25年4月22日付け各地方厚生局医事課宛事務連絡。以下「Q&A」という。）のQ44において、品目（シャンプー、リンス、トリートメント等）ごとに24個である旨お示したところです。

「品目」とは、類別（頭髮用化粧品類、洗髪用化粧品類、化粧水類等）ではなく、品目（シャンプー、リンス、トリートメント等）を指していることから、品目ごとに24個として取り扱っていただきますよう、徹底方お願い致します。